

4 月度 回覧について

1. 令和5年4月度 定例理事会報告
2. 若松会だより 5月号
3. 交番だより 5月号
4. 日赤おおさか

防犯おおさか

だまされないで！

詐欺の電話ブロック

あなたの声掛けが詐欺被害を防ぎます！！



2023 年度 第 1 回 定例理事会報告

令和 5 年 (2023 年) 月 23 日 (日) 18:00~20:20

A B 住宅団地集会所にて

出席 25 名 欠席 0 名 欠員 3 名

1. 理事として A 棟 18 号室、B 棟 3 号室が選任・選出されました。
2. A 棟 1 室、B 棟 2 室が欠員のため、他の理事が担当業務を兼務し、各階担当理事業務は上層階の理事が兼務。
3. 理事長あいさつ

・ A B 住宅団地は、昭和 48 年度に完成し、今年度は 50 年を迎え、「住人の高齢化」「建物の老朽化」という二つの老いに直面しています。令和 5 年度の管理組合の運営について、理事の皆様と協力して理事会業務に努めていきますので、住人の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。
4. 理事会の議長、自治会役員会の議長は、副理事長が務めます。
5. 定例理事会・自治会は第 3 日曜日、定例 3 役会は第 2 日曜日に開催。
6. 前年度の理事会からの引き継いだ事項は、前年度理事会における審議の経過、課題、方向性などについて説明を受けて、審議します。
 - ① 組合員の高齢化に伴う理事会の人員確保等の対策の件
 - ② 団地内全体の植栽の育成管理計画の件

- ③ 大規模改修工事の3年点検での追加改修工事の件
- ④ B棟入口スロープの改修工事の件
- ⑤ B棟前道路のアスファルト舗装の件
- ⑥ エレベーター内防災用キャビネット設置の件
- ⑦ エレベーター内の床タイル張替えの件

7. 報告事項（業務担当理事からの活動実績について）

・業務・環境清掃担当理事

4月23日（日） 堺市立南図書館ホール（来年の通常総会会場の使用申請）

・その他の報告事項

- ① 来年の管理組合 第51回通常総会、自治会 第28回通常総会の開催日は、令和6年（2024年）4月21日（日）午前9時30分からとします。
- ② 令和2年（2020年）11月に開設した「泉北若松台AB住宅団地ホームページ」の閲覧を利用して、日常生活に役立てるために活用してください。 別紙1
- ③ 令和5年6月1日から、犬・猫販売業者で販売される犬・猫には、マイクロチップの装着及び情報登録が義務化されます。但し、すでに飼育している飼い犬・飼い猫へのマイクロチップの装着は努力義務（任意）です。 別紙2

回覧

令和2年12月21日

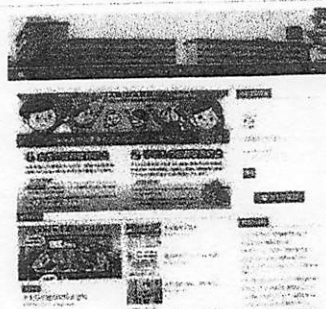
居住者様各位

ITプロジェクト

泉北若松台AB住宅団地ホームページのご案内

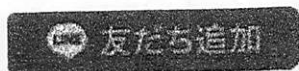
平素は組合運営に多大なるご協力を賜り、誠に有難うございます。

ITプロジェクトでは、皆様の利便性とAB住宅団地の魅力の発信、理事の省力化を企図し、泉北若松台AB住宅団地のホームページを本年11月より公開いたしました。

<https://wakamatsuab.com/>

当団地の最新情報を発信するとともに、入退去手続きや駐車場手続き等の案内、各種申請書類や住宅管理組合規約集のダウンロード、お問い合わせ窓口を設置しております。皆様の生活の一助となるよう内容を充実してまいりますので、ご閲覧ください。

なお、ホームページの更新情報はメールやLINEでも受け取ることができます。徐々に回覧や掲示板を廃してホームページに移行していくことを予定しておりますので、ご登録をお願いいたします。メールはホームページから、LINEは次のQRコードからも登録することができます。



【 ITプロジェクト協力員募集 】

ITプロジェクトでは、ホームページ運営やIT機器等に詳しい方を募集しております。自らの居住しているマンションを、魅力あるものにしていくチャンスです！ ぜひ、ご協力ください。⇒<mailto:master@wakamatsuab.her.jp>

また、今後、パソコン教室、スマートフォン活用教室を開催する予定です。

宜しくお願い申し上げます。

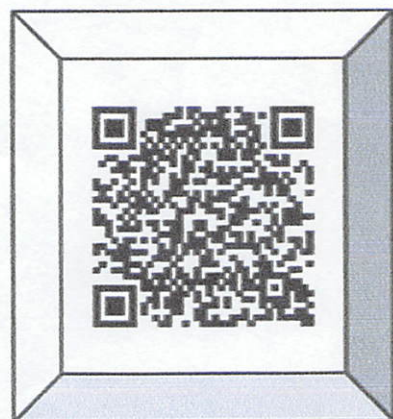


ホームページを利用されると リアルタイムに情報の提供、入手が 手軽にできます

◎月度住宅団地通信・お知らせ等の閲覧

◎入退去手続き・駐車場手続き等書類入手の便利差

ホームページ QR コード



QR コードの読み方

- ①ホーム画面から、「カメラ」のアプリ「QR 読取」をタッチ。
- ②カメラ画面で、QR コードを映す。
- ③表示されたスマホ画面にタッチ。ホームページが表示されます。

①アプリをタッチ



②QR コードを読取る



③表示画面の文字をタッチ

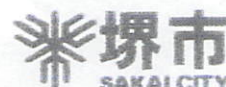


文字表示をタッチ
ホームページが表示
されます



IT プロジェクト

飼い主の方やこれからペットを飼う方へ



マイクロチップの装着が義務化されます（令和4年6月1日から施行）

マイクロチップ登録制度

令和4年6月1日から、一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、犬・猫販売業者（ブリーダーやペットショップ等）で販売される犬猫には、マイクロチップの装着及び装着後30日以内に環境大臣が指定する国の指定登録機関（指定登録機関）への情報登録が義務化されます。

令和4年6月1日以降、ブリーダーやペットショップ等から犬や猫を購入した場合は、マイクロチップの登録情報を変更することが義務付けられます。

マイクロチップを装着していない犬・猫の飼い主の方へ

飼い犬飼い猫へのマイクロチップ装着は努力義務（任意）です。しかし、マイクロチップを装着している犬猫は、地震等の災害時や事故等で飼い主と離ればなれになった時でも、マイクロチップ番号をリーダーで読み取ることで、飼い主のもとへ戻る可能性が高くなりますので、マイクロチップ装着をお勧めします。

令和4年6月1日以降、新たにマイクロチップを装着することについて詳しく知りたい方は、お近くまたはかかりつけの動物病院にご相談ください。

犬を飼い始める方へ

生後91日以上の子犬を所有した場合、狂犬病予防法に基づき犬の登録申請を堺市（各区保健センターまたは動物指導センターの窓口）で行っていますが、令和4年6月1日以降、指定登録機関にマイクロチップ情報登録をして、狂犬病予防法の特例により、マイクロチップが犬鑑札とみなされる犬を飼い始めた場合は、指定登録機関にマイクロチップの所有者情報を変更することで、堺市の窓口での申請が不要になります。

犬を飼っている方へ

指定登録機関にマイクロチップ情報登録を行い、マイクロチップが犬鑑札とみなされる場合、飼い犬の所在地や飼い主が変わったとき、または飼い犬が死亡したときは、指定登録機関にマイクロチップの登録情報の変更手続きをすれば、堺市への届出は不要になります。

（堺市外への市区町村へ転出した場合は転出先の市区町村にご確認ください）

マイクロチップを装着していない場合や、マイクロチップを装着しているが、指定登録機関にマイクロチップ情報登録を行っていない場合は、これまでどおり、堺市（各区保健センターまたは動物指導センターの窓口）への届け出が必要となります。

狂犬病予防注射について

飼い主は、飼い犬に毎年1回（原則4月から6月）狂犬病予防注射を受けさせ、堺市から狂犬病予防注射済票の交付を受けることが義務付けられています。

狂犬病予防注射済票の交付については、令和4年6月1日以降も堺市の各区保健センターまたは、動物指導センターの窓口で行っています。

また委託動物病院では狂犬病予防注射と同時に注射済票の交付ができます。